

5. 労働災害に関する相談と休業補償給付の立替貸付事業

日雇労働者が作業中に不慮の事故にあい、療養のため休業を要する場合には、その日から賃金収入が途絶え、生活維持に支障をきたすことになる。

このためセンターでは労働災害に関する相談、主に休業期間中の生活についての相談を受け受けている。

生活に困っている労働者に対しては、労働災害に関する所定の手続きを経たのち休業補償給付の範囲で日々3,000円の立替貸付を行っている。この事業は大阪府の援助と、大阪労働基準局の協力指導を中心とする近畿の各労働基準局ならびに労働基準監督署の協力によるところが大きい。

この事業をはじめから57年度末迄に、8,648人に対する立替貸付を行い、日雇労働者の生活安定と福祉に一定の役割を果たしている。

(1) 労働災害に関する相談

◎労働災害に関しての手続き、処理上の相談。

◎労働災害にあって休業しなければならない期間の生活の相談。

手続上の相談は、一般に労働者災害補償保険法（労災保険法）があまり知られていないことから生じる問題で、例えば災害を受けた時に「どの様にして病院にかゝればよいか？」、或いは「休業補償の請求方法は？」などである。

これらについては、労災保険法に基づく関係様式を渡して手続の説明を行い、必要に応じ事業所に連絡又は依頼し処理をしている。

◎遠隔地や初めての就労現場で負傷し、事業所名や住所がわからない。

◎負傷した時は大した事が無いと思って負傷の事実を報告せず退職し、その後悪化し困っている。或いは、負傷してから日数がたっているので労災上はやり難い。

◎現認者がいないと言う事で労災の手続きをとってくれない。

◎事業所から示談にしてくれるよう言われているが、正規の手続きをとって欲しい。

◎一度示談にしたが休業が長びき生活に困っている。

◎労災手続きをとらず飯場で療養していたが、その後正規の労災手続きとってくれるよう申し立てても、やってくれない。

◎労働者と事業所側の労災に係わる処理や考え方などに食い違いが生じ問題をより一層こじらせるケース。

等々である。

また一方、事業所からも労災手続きに関して諸々の問合せや相談がある。

これらについては全て労働基準法や労災保険法に基づいて事業所との話し合いを行ない解決のために努力している。しかし、本人が諦めたり、解決が長びくうちに生活の必要に追われて、民生保護に依存するケースなど示談も含めて、適用されるべき法の保護に至らないケースも決して少なくない。

(2) 休業補償給付の立替貸付

業務上負傷した労働者から休業期間中の生活について相談があれば、その都度、関係事業所へ生活費等の立替について協力を依頼する。趣旨を理解し立替に応じる事業所もあるが、多くは立替に至らないのが現状である。

立替ができない主な理由としては、

◎一日しか雇っていないのに、立替の面倒までみれないし、その義務もない。

◎下請にまかせてある。

◎資金的に余裕がない。

◎以前立替をしていたが、休業が長びくと立替金の管理や請求手続等が面倒になる。

等々である。

このような実状から当センターでは、所定の手続きや過程を経たのち、生活に困っている労働者に対して、休業補償の範囲内で立替貸付を行っている。

昭和57年度の新規貸付人員は530名で前年度からの継続分を加えた立替実人数は740名である。

また立替中の労働者から様々な相談が持ちこまれる。例えば部屋代がたまっている、衣服代、私病の治療費、帰省の金の工面、身内の不幸等々の理由で先貸しの申し込みが主なものである。

立替貸付金の回収を図る過程において、何らかの理由により遅れる場合がある。その主な原因は、事業所での貸金台帳未作成、休業補償給付請求書の証明遅延や放置、紛失等である。

債権管理は貸付事業を円滑に行なっていくこと的前提であり、効率よい運用によって貸付事業の正常な運営がはかられる。個人別及び全体の債権の増減、回収状況等は、正常に運営するうえでの鍵となるため月々その状況を明らかにしている。

以下は昭和57年度新規立替者の実体を表グラフにしたものである。

労災休業補償給付立替貸付関係相談

月	新規相談	継続相談		その他	計
		請求手続	立替差額		
4月	69	496	521	311	1,397
5月	61	338	413	298	1,110
6月	80	382	342	331	1,135
7月	81	306	303	306	996
8月	104	340	334	287	1,065
9月	95	299	306	275	975
10月	103	259	274	330	966
11月	137	298	292	313	1,040
12月	148	360	376	338	1,222
1月	100	275	264	337	976
2月	143	333	366	335	1,177
3月	159	332	363	372	1,226
計	1,280	4,018	4,154	3,833	13,285

労災休業補償給付立替貸付状況（人数）

項目 月	新規受付 人員	貸付打切 人員	貸付 人員	貸付 延日数
繰越	210			
4月	43	59	253	7,254
5月	40	52	234	5,675
6月	31	29	213	6,106
7月	37	37	221	6,220
8月	42	64	226	5,815
9月	46	39	208	5,336
10月	49	54	218	5,603
11月	44	39	208	5,357
12月	67	18	236	7,671
1月	39	53	257	5,850
2月	46	45	250	6,052
3月	46	34	251	6,687
計	530	523		73,626

労災補償給付代理請求事務処理状況

項目 月	療 養(7号)	休 業(8号)	障 害(10号)	計
4 月	14	311	6	331
5 月	11	204	4	219
6 月	5	227	5	237
7 月	8	187	8	203
8 月	1	228	4	233
9 月	1	211	4	216
10 月	4	203	10	217
11 月	3	279	16	298
12 月	7	186	9	202
1 月	5	257	11	273
2 月	4	260	12	276
3 月	9	268	11	288
計	72	2,821	100	2,993

労災休業補償給付立替貸付状況

項目 月	立 替 貸 付		差 額 支 払	
	件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)
4 月	3,293	24,420,000	255	18,879,847
5 月	3,205	19,284,174	212	17,914,721
6 月	3,608	20,533,500	205	17,986,513
7 月	3,606	20,646,658	218	14,922,825
8 月	3,298	20,243,100	190	16,512,429
9 月	3,140	18,332,256	184	15,179,470
10 月	3,164	18,835,550	184	15,310,673
11 月	3,148	18,432,000	180	15,291,154
12 月	3,193	25,499,985	240	20,341,500
1 月	3,369	19,954,700	141	11,278,907
2 月	3,505	20,727,800	214	18,285,366
3 月	3,905	22,798,150	230	20,558,299
計	40,434	249,707,873	2,453	202,461,704

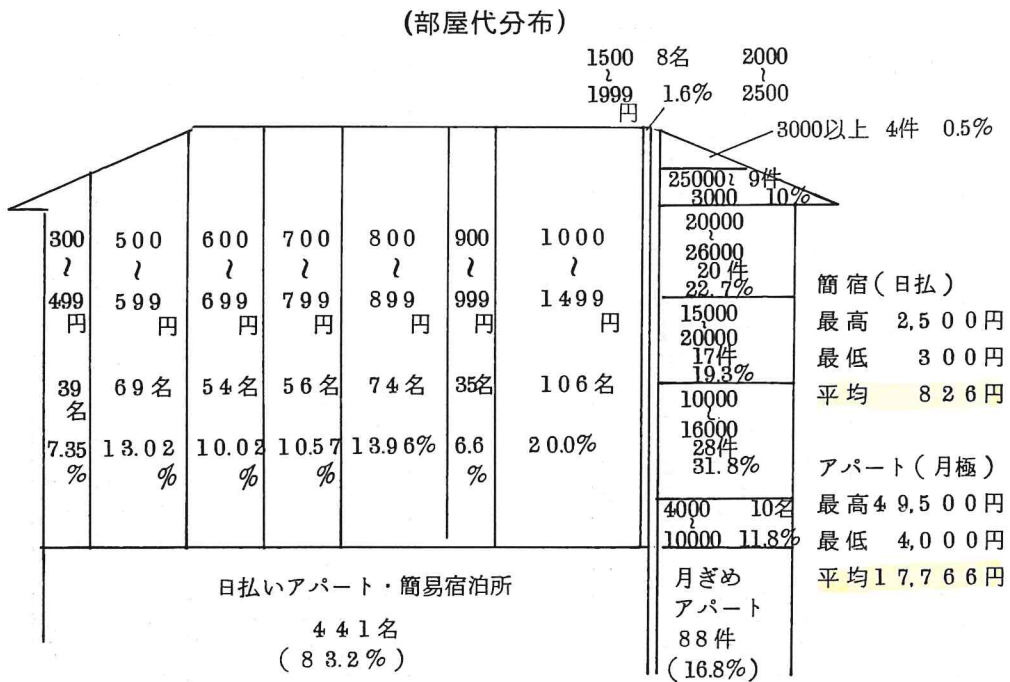
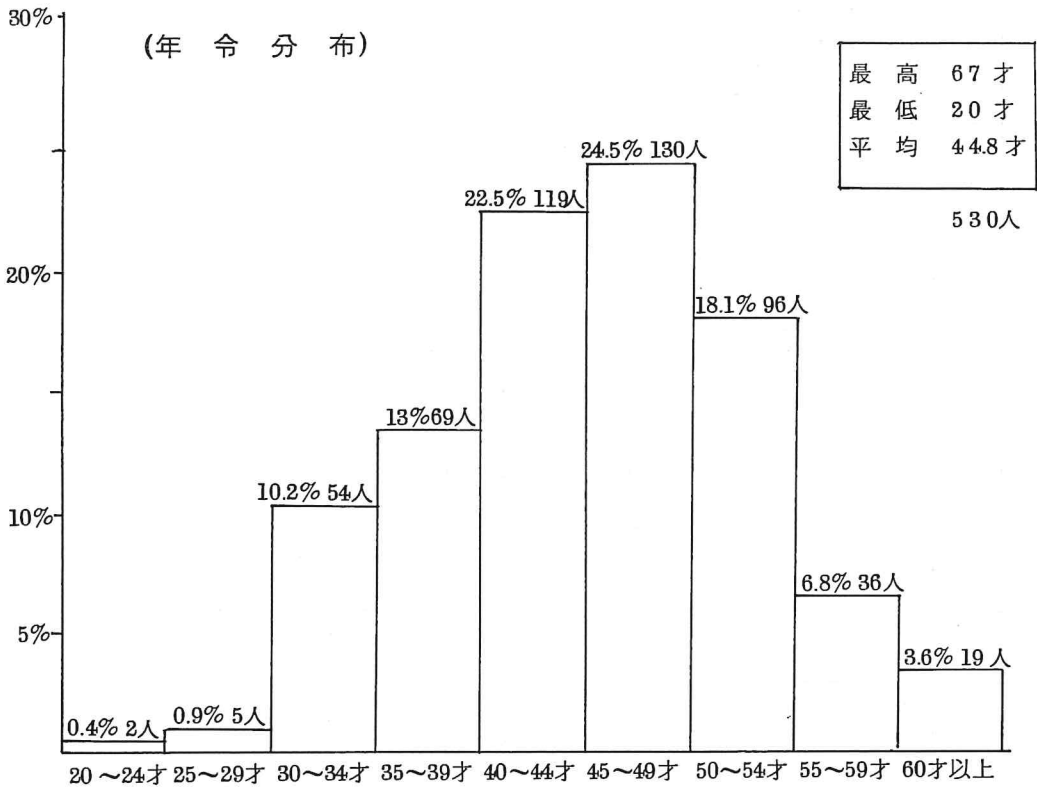
労災新規立替貸付者状況（昭和57年度）

年度 %	新規立替者件 平均	年 令	現在扶養者	住所		部屋代 日払 月極	雇用形態		安全教育有無	産業分類				負傷現場				負傷時刻					負傷部位					
				西成	その他		日 雇	常 用		建 設	運 輸	製 造	そ の 他	大 阪 市 内	大 阪 府 下	近 キ 府 県	そ の 他	始 10 12	10 12	12 14	14 16	16 24	手 部	足 部	頭 首	腰 部	胸 部	そ の 他
				成	他	日 雇	常 用	設		輸	造	他	内	下	県	他	10 12	12 14	14 16	16 24	部	部	部	部	部	部		
S 57	530	45	30	486	44	826 17,766	227	303	101	484	17	20	9	95	160	213	62	134	163	57	132	44	187	183	44	59	41	16
%			5.6	91.6	8.4	88.7	42.8	57.2	19.0	91.3	3.2	3.7	1.8	17.9	30.1	40.1	11.9	25.2	30.7	10.7	24.9	8.5	35.2	34.5	8.3	11.1	7.7	3.2

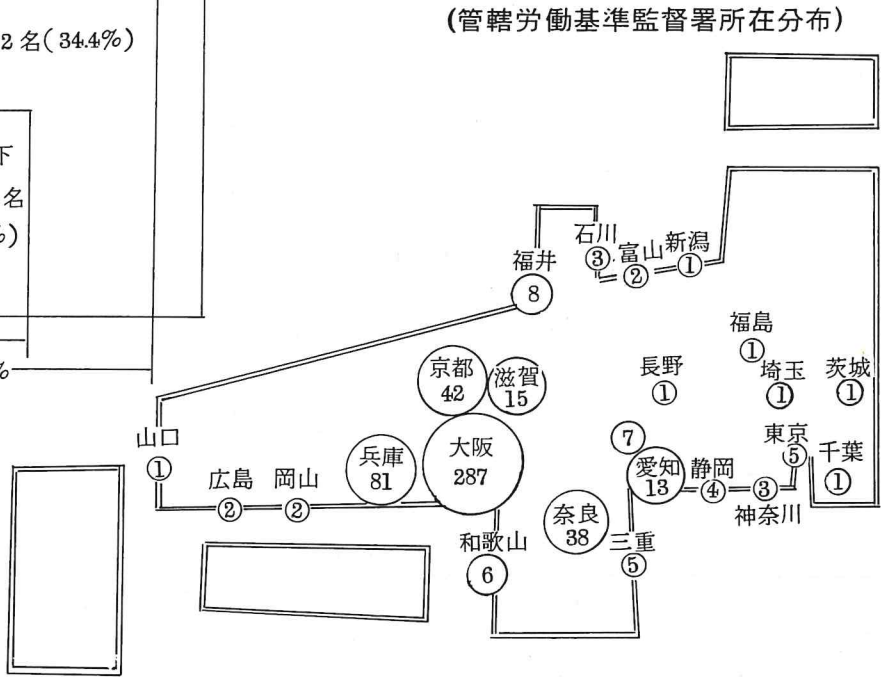
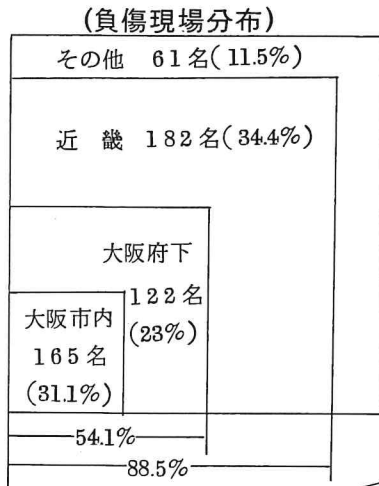
打切者状況

年度 %	傷病名						賃金日額			休業補償日額			労災回数 平均
	挫 傷	切 創	打 撲	捻 挫	骨 折	そ の 他	最 高	最 低	平 均	最 高	最 低	平 均	
S 57	95	27	88	57	219	44	20,000	5,000	8,593	13,809	3,212	5,495	146
%	17.9	5.0	16.6	10.7	41.3	8.5							

年 度	件 数	休業補償 受給日数			受 給 延 日 数
		最高	最低	平均	
57	523	1,424	1	155.9	81,564



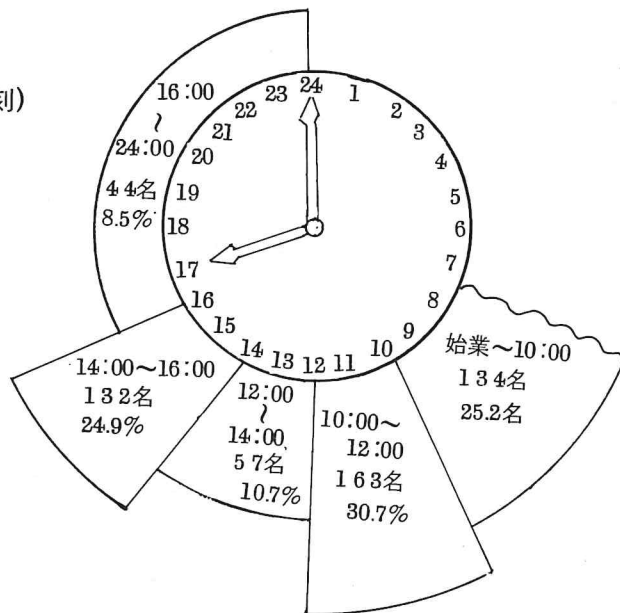
(注) この外に、自宅の者1名あり



【大阪府下労働基準監督署別立替件数】

監督署名	対象数
大阪中央	12
阿倍野	32
天王寺	23
天満	19
大阪西	41
西野田	9
淀川	29
東大阪	23
岸和田	6
堺	24
羽曳野	18
守口	20
泉大津	7
茨木	24
合計	287

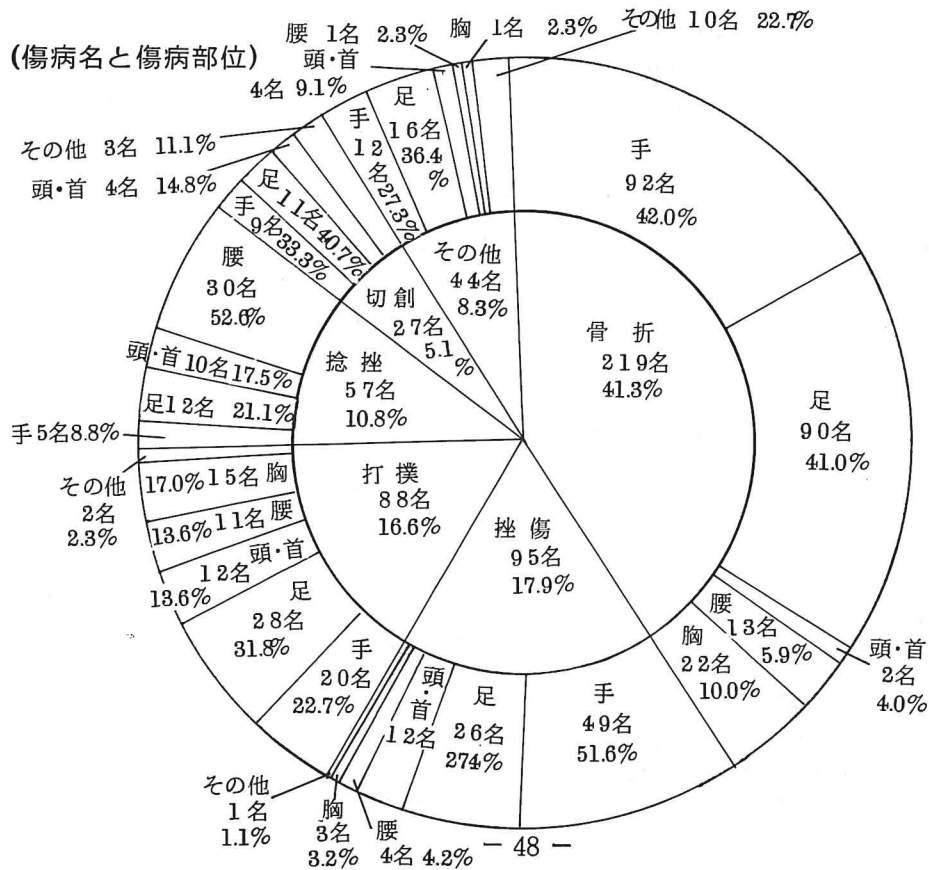
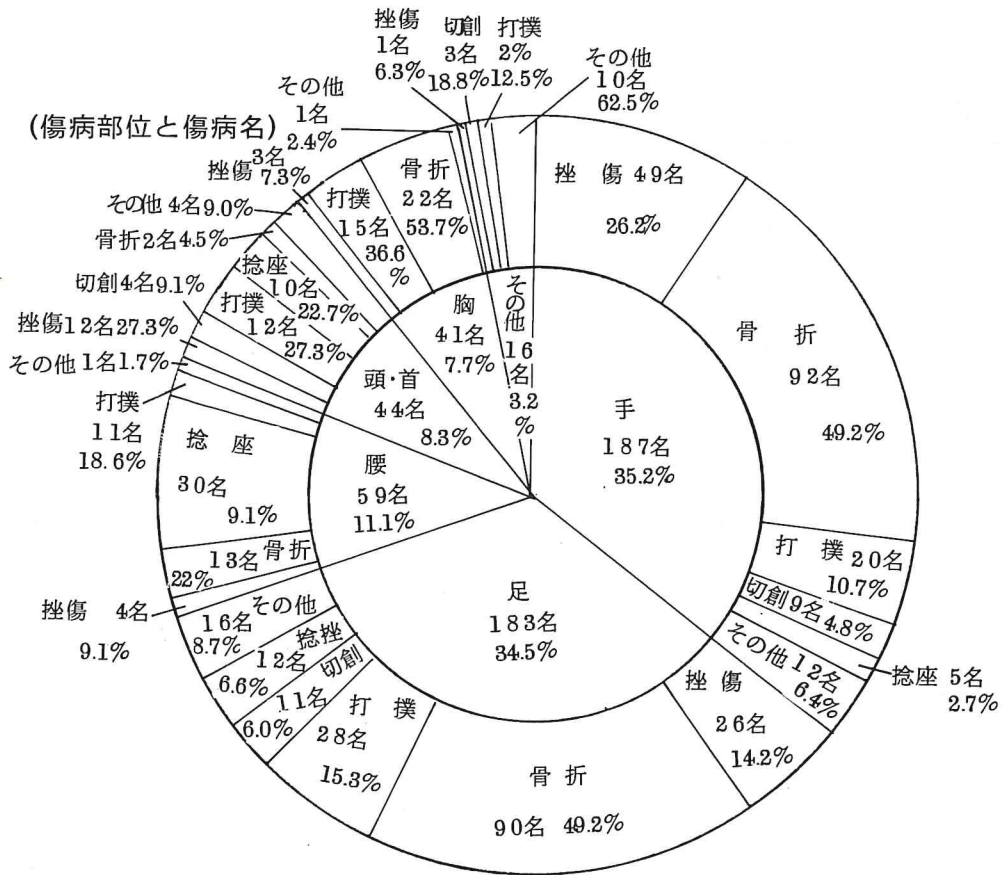
(負傷時刻)



(立替打切者状況)

(負傷部位・傷病名・立替延・平均日数)

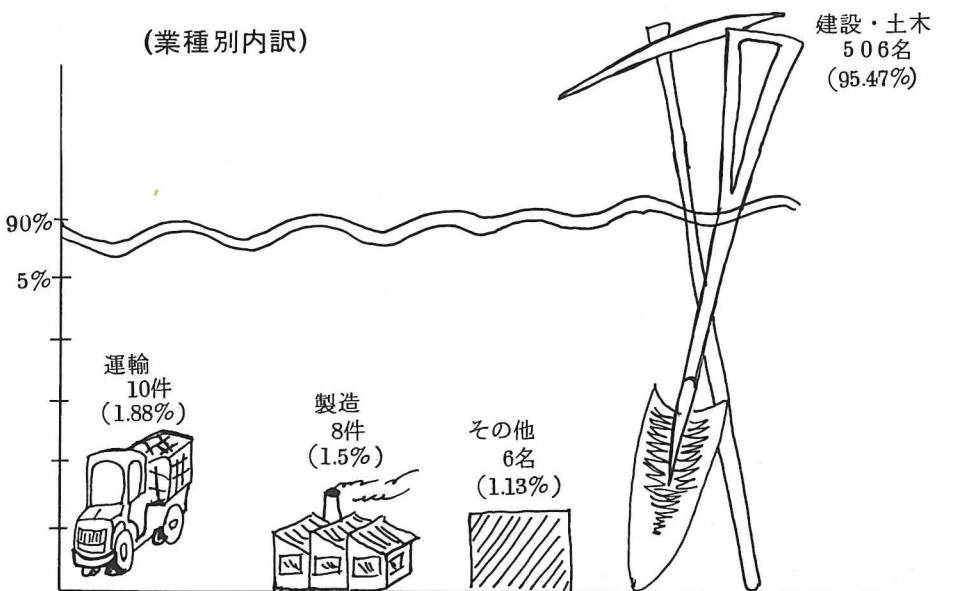
		挫 傷	切 創	骨 折	打 撲	捻 挫	その他	計	百分比
手 部	人	46	9	82	11	5	15	168	32.1%
	立替延日数	4,423	821	9,809	495	315	1,211	17,074	21.0%
	立替平均日数	96	91	120	45	63	81	102	
足 部	人	28	14	83	24	11	12	172	32.9%
	立替延日数	3,958	1,471	12,466	2,732	887	677	22,191	27.2%
	立替平均日数	141	105	150	114	81	56	129	
頭 首 部	人	9	1	2	20	5	7	50	9.6%
	立替延日数	3,128	263	376	8,807	910	1,467	14,951	18.3%
	立替平均日数	348	263	188	339	182	210	299	
腰 部	人	4	0	13	19	34	4	74	14.1%
	立替延日数	229	0	3,756	4,702	9,491	1,086	19,264	23.6%
	立替平均日数	57	0	289	247	279	272	260	
胸 部	人	3	0	20	8	2	2	35	6.7%
	立替延日数	103	0	2,128	501	75	1,876	4,683	5.7%
	立替平均日数	34	0	106	63	38	938	134	
そ の 他	人	3	0	2	3	0	16	24	4.6%
	立替延日数	312	0	876	89	0	2,124	3,401	4.2%
	立替平均日数	104	0	438	30	0	133	142	
計	人	93	24	202	91	57	56	523	
	立替延日数	12,153	2,555	29,411	17,326	11,678	8,441	81,564	
	立替平均日数	131	106	146	190	205	151	156	
百 分 比	人	17.8%	4.6%	38.6%	17.4%	10.9%	10.7%		
	立替延日数	15.0%	3.1%	36.1%	21.2%	14.3%	10.3%		



(賃金分析)

職 種	平 均	最 高	最 低	対 象 数
土 工 雑 役	8,277	15,000	5,000	381
鳶 工	11,970	15,000	7,000	45
鉄 筋 工	11,550	12,000	6,000	10
大 工	11,272	14,000	7,000	11
左 官	12,500	15,000	10,000	2
屋 根 ・ 瓦	10,570	15,000	9,000	4
解 体	10,218	16,000	6,500	16
熔 接 工	10,370	13,500	8,000	10
配 管 工	8,725	11,000	6,400	4
石 工 ・ 斫 工	9,000	10,000	8,000	2
防 水 工	9,000			1
玉 掛	15,000			1
工 員 ・ 会 社 雑 役	7,477	9,000	6,000	8
倉 庫 ・ 荷 役 ・ 運 輸	7,891	9,000	7,000	9
運 転 手 (作 業 あり を 含)	8,580	10,000	7,000	10
舗 装 工	10,000			1
木 工	6,750	7,000	6,750	2
調 理 士	5,000			1
警 備 員	5,500			1
漁 夫	8,000			1
造 林	9,150			1
清 掃	8,600			1
畜 産 手 伝	5,000			1
塗 装 工	11,288	15,000	8,520	7
合 計	8,570		5,000	530

(業種別内訳)



6. 福利厚生 of 事業

(1) 一般生活相談・家庭身上相談

センター福祉課には地区労働者の就労と生活に関する様々な相談がよせられ、その内容はきわめて複雑、多岐にわたっている。

福祉課では、労働者から事情を聴取し相談の内容によっては地区内外の関係機関に連絡して解決しなければならないことが多いが、出来るだけ敏速に解決すべく、指導・援助・措置をするよう努めているところである。

労働者の相談内容は、次のようなものである。

就労に関するもの

- 仕事にアブレ、食費・宿泊費がない（足りない）。
- 仕事に行きたいが、事業所（飯場）までの交通費がたりない。
- 労賃受領・労災手続・雇用保険・健康保険手続などのため、事業所までの交通費をかりたい。
- 事業所が雇用保険手続きをまちがえた。遠方の事業所なので、手続をセンターでやってほしい。

健康保険・医療に関するもの

- 辻強盗（シノギヤ）にやられ、負傷のため働けない、生活に困っている。
- 妻・子が病気である。妻の出産の費用がない。
- 入院時の差額ベッド代、保証金がない。保証人がいない。
- 病人（ケガ人）が倒れている。救急車を呼んでほしい。
- 病気で労働不能と診断されたが、民生福祉の窓口では自己退院・強制退院などの前歴があり、措置してもらえなかった。なんとかしてほしい。
- 健康保険印紙をはってもらえない。
- 傷病手当金支給日まで、生活がやっていけない。

他の社会保険や制度に関するもの

- 交通事故にあい通院治療中だが、保険金受領までの生活ができない。
事業所を転々と変えているので、自賠責の休業補償・平均賃金の証明が事業所から取り難い。
- 玉掛・グレン・建築資材などの免許証を落した。再交付手続きをしたい。
- 身障者手帳を作成（再交付）したい。
- このほか、各種年金相談、税金・住宅相談、軍人恩給の相談、あるいはセンターが年2回支給する福利厚生資金についての相談などがある。

住民票・戸籍抄本など、とりよせ手続について

- 住民票が必要だが、もう長い間放置したままである。
- 転出（異動）証明書をとりよせたい。
- 戸籍抄本をとりよせ手続きしたが、見当たらないと返事が来た。本籍など、詳しく覚えていない。（この種の相談は、最近多くなっている。その理由は、雇用保険や日雇健康保険の手続上必要と指示されたものとか、就職のため必要と指示されたものが、殆んどである。地区労働者の場合は、住民票が長の職権により抹消されているケースが多く、まれなケースとしては、戸籍上からも抹消され、死亡扱いになっていることさえある。）

家庭、身上相談に関するもの

- 妻・子にかかわる相談を内密にしたい。
- 実家に電話をしたい。
- 西成ではやっていけないので、実家に帰りたい。
- 家族が今、どこで住んでいるか調べてほしい。
- 字の読み書きができない。代筆してほしい。

このほか、他機関や事業所からの相談では、死亡者の身元調べ、健康保険資格の有無の問い合わせや連絡の取次ぎなどを受けている。

57年度の特徴は住民票手続相談の増加である。

相 談 記 録 、 取 扱 状 況

区 分 年 度	就 労	健保・医療	各種保険 年金 制度	住 民 票	そ の 他	計
5 3 年 度	2 6	4 3	8	6 4	3 2	1 7 3
5 4 年 度	3 0	4 8	7	1 0 4	3 7	2 2 6
5 5 年 度	1 1 2	5 7	8	8 6	8 8	3 5 1
5 6 年 度	1 3 0	5 0	9	8 9	5 9	3 3 7
5 7 年 度	1 0 7	7 1	3 0	2 1 9	6 1	4 8 8

- (注) 1) 就 労 …………… 雇用保険手続など、就労にかかわる相談。
 2) 健 保 ・ 医 療 …………… 健康保険手続、医療相談など。
 3) 各種保険、年金、制度 …………… 雇用保険、健康保険を除く各種保険、制度など。
 5 3～5 6 年度は、交通事故相談だけの件数。
 4) 住 民 票 …………… 転入手続・戸籍抄本・戸籍の附票のとりよせなど。
 5) そ の 他 …………… 以上に該当しないもの。

(イ) 短期宿泊及び生活援助

短期宿泊は、仕事にアブレたり、働いた賃金を受けられなかったり、労災手続が遅れたり、その他の事情によって、その日の宿泊に困っているものについて、宿泊と食事の提供を自彊館に依頼しているものである。

生活援助は、就労・賃金受理・労災手続等のための交通費に困っているものや、その日の食事代や宿泊費が不足しているものに少額の金銭的援助を行っているものである。

取扱数は下表のとおりであるが、月々で見れば（日々の場合も同様であるが）仕事の少ない月や雨が多い月は取扱数が多い。

短期宿泊・生活援助取扱状況

項目 年月	短期宿泊		生活援助	
	相談数	措置数	相談数	措置数
57年 4月	252	94	148	79
5月	219	78	143	60
6月	209	82	232	104
7月	177	83	151	62
8月	96	44	125	46
9月	119	51	140	55
10月	99	38	103	36
11月	95	38	92	25
12月	112	54	127	57
58年 1月	134	67	118	45
2月	100	49	101	41
3月	114	58	114	51
57年度計	1,726	736	1,594	661
56年度計	1,494	600	1,207	538
55年度計	1,401	480	780	403
54年度計	1,256	385	812	409
53年度計	1,315	510	828	443

(ロ) 病床見舞

入院労働者に対する緊急援助として、1ヶ月以上長期入院を余儀なくされ、各種保険給付や生活医療保護給付が未支給で困っている労働者に対し、1名あたり2千円を限度とした見舞金や入院中に必要な必需品を支給している。

昭和57年度は、見舞金7件、見舞品135件の支給を行った。

(ハ) 来信物の取次ぎ

来信物の取次ぎは、簡易宿泊所に起居し、居所が一定しない労働者から「センターを手紙等の着信場所に貸してほしい」といった要請があり、それに応える形で定着化している。

昭和57年度では、1,427件の来信物を取り次いでおり特徴的なこととしては、梅雨期・盆・正月前後に現金書留、電信為替が集中している。

これは求人減少期であり、生活に困窮しやむにやまれず親兄弟等に依頼することによるものと思われる。

取次ぎ来信物内訳（昭和57年度）

種 月	封書ハガキ	現金書留 電信為替	書 留	電 報	小 包	そ の 他	計
57年 4月	72	42	2		1		117
5	81	52	2				135
6	70	59	6		3		138
7	81	40	2		4		127
8	86	31	4	1	4		126
9	69	29	3		8		109
10	100	19	3		5		125
11	97	19	3		1		120
12	78	27	1				106
58年 1	107	23	1		2		133
2	64	28	2		2		96
3	62	28	3		2		95
57年度計	967	397	32	1	30		1,427
56年度計	844	324	19	2	18	11	1,218

(二) たずね人

この相談は労働者からのそれではなく、たずねる相手がこの地区に居ると思われるということで、親兄弟などの身内の方・友人等が、直接センターに来所されたり、電話で依頼されたりするものである。

その内容は「家を出たまま消息がない」「父母、子供が病気、」あるいは「キトクであるので至急連絡を取りたい」「便りが途絶えて心配している」等々といった切実なものがほとんどである。なかには「サラ金の返済に困り、家を出たまま消息が途絶え心配している」という現代世相を反映したものもあった。

昭和57年度の新規たずね人の出身地別ではこれまでと同様、西日本が圧倒的に多いが、様々な原因のなかで全国からこの地に集まっていることがわかる。

たずね人を探し出すに際しての手法は、日雇労働者・被保険者登録からの割り出しも行うが、登録時の住所と現在とが異なる人がほとんどなのであてにならず、センター掲示板への掲示による方法に頼らざるを得ない。

しかし、解決率は昭和57年度では48%となっており特筆すべきことである。

尚、掲示期間は6ヶ月としている。

たずね人取扱状況

年度	解決	解決率	中断	(次年度へ) 継続	計
57	46	48%	49	11	106
56	47	56%	37	30	114

(注) 統計の取り方は以下のような方法で行っている。

- イ、「解決」は前年度からの継続分と、本年度受付分の内、本年度内に解決した件数
- ロ、「中断」は前年度からの継続分と本年度10月までの受付分の内6ヶ月を経過しても解決に至らなかった件数
- ハ、「継続」は本年度の11月以降受け分の内、本年度内に解決しなかった件数

(ホ) 電話貸付

昭和57年度の電話貸付の主な内容は、事業所・病院や公的機関への連絡・問合せであり、特徴的なことは求人減の時期における求人自己開拓のための電話貸付が前年に比して一層、増加したことである。

電話貸付件数

年 度	昭和57年度	昭和56年度
件 数	730	502

(2) 医療関係事業

医療関係事業として、

- ① 医師の手に委ねる必要がない軽微な外傷手当、
- ② 家庭薬（胃腸薬）の供与、
- ③ 健康保険の資格がなく治療費に事欠く労働者で、専門医（内科・外科）の診療を要する者に大阪社会医療センターへの診療依頼書の発行（内科・外科以外は、福祉事務所・市更相へ相談に行かせる）
- ④ 急患・重症については、救急車の出動を要請、等を行っている。

医療関係事業取扱状況

項 目 年 度	外 傷 手 当			家 庭 薬 投 与			医療紹介	救急車	計
	早 朝	一 般	小 計	早 朝	一 般	小 計			
53	502	2,865	3,367	113,612	8,138	121,750	6,647	32	131,796
54	518	2,518	3,036	113,559	11,038	124,597	6,535	29	134,197
55	338	1,714	2,052	101,843	10,713	112,556	6,318	25	120,951
56	359	1,495	1,854	98,737	8,889	107,626	6,187	24	115,691
57	402	1,756	2,158	107,358	9,220	116,578	6,713	23	125,472

(3) 広報活動

昭和53年1月から発行している広報紙『センターだより』は、昭和58年3月には67号を迎えた。月刊で2,000部（B4版）づつ発行し、早朝詰所およびセンター事務所内の各窓口に置いている。内容的には、求人情報や労働・健康知識の普及・さらに投稿作品やインタビュー記事等による労働者の生の声の把握と反映に努めている。

また、仕事や生活に役立つ『労働者便利帳』（A6版、60ページ）を57年度版として発行し、利用労働者に好評であった。

(4) 文化・娯楽に関する事業

就労と失業の反復の中で酒やギャンブルに自らの心身をすりへらしがちな地区日雇労働者の生活環境のもとでは、「就労の正常化」に負けず劣らず、「労働力の健全な再生産」に資するための娯楽や文化の問題は重要な意味をもつと言える。

当センターでは、昭和57年9月2日に“三角公園”にて「たそがれコンサート（大阪府音楽団）」を主催し、1,000人の地区労働者が憩った。

また、昭和58年1月20日にはセンター3階娯楽室にて「将棋愛好者のつどい」を主催し、41人の参加者が競技を楽しんだ。

(5) シャワー室の無料開放

総合センターにはシャワールーム・理髪室・ロッカー室・クリーニング室・娯楽室・食堂・喫茶室等が設けられているが、センターでは昭和50年度から夏冬の一定期間、シャワールームの無料開放を行っている。

(6) 日雇労働者福利厚生措置事業

地区日雇労働者の福祉の増進を図るために昭和46年夏期から支給され、もち代・ソーメン代の名で労働者に呼ばれている福利厚生措置の最近5年間の取扱状況は次表の通りである。

年 度	人数・金額	人 数	金 額
5 3 年	夏期	1 4, 7 5 0	5, 8 0 0
	冬期	1 5, 1 6 5	7, 6 0 0
5 4 年	夏期	1 4, 8 9 9	6, 3 0 0
	冬期	1 5, 4 8 6	8, 1 0 0
5 5 年	夏期	1 5, 5 6 8	6, 8 0 0
	冬期	1 5, 5 1 0	8, 6 0 0
5 6 年	夏期	1 4, 5 7 4	7, 4 0 0
	冬期	1 4, 7 3 7	9, 2 0 0
5 7 年	夏期	1 3, 7 7 9	8, 1 0 0
	冬期	1 4, 2 1 5	9, 9 0 0

(7) 日雇労働者雇用（失業）保険と同健康保険 ——参考資料——

アブレ手当と労働者から呼ばれる雇用保険は、地区労働者の生活を支える大きな柱となっている。日雇健保も病気や負傷の多い地区労働者の医療に、入院時などの生活保障に大きな役割を果している。職安、社保での最近5年間の取扱状況は下表の通りである。

日雇失業（雇用）保険取扱状況（あいりん職安）

年度 \ 項目	新規求職者数	年度末有効求職者数	保険金給付実人員 (各月合計)
53	2,415	15,426	132,747
54	2,351	16,099	142,537
55	2,032	15,739	149,859
56	1,913	15,032	138,221
57	2,592	15,128	131,563

注）保険金給付実人員は分庁舎取扱分（失対等）を含む。

日雇健康保険取扱状況（玉出社保）

年度 \ 項目	被保険者手帳				受給資格者票				受給資格 確認	傷病手当金給付	
	新規	更新	再交付	計	新規	更新	再交付	計		件数	金額
53	2,176	8,508	2,873	13,556	1,044	7,352	2,355	10,751	47,932	6,043	311,777,940
54	2,013	8,925	2,660	13,598	1,041	7,942	2,276	11,259	53,281	7,581	393,812,051
55	1,741	9,142	2,725	13,608	977	8,293	2,289	11,559	57,871	7,508	441,366,070
56	1,605	8,802	2,601	13,008	852	8,081	2,308	11,241	56,535	5,926	318,525,068
57	2,100	8,174	2,496	12,770	1,087	7,452	2,041	10,580	53,914	4,597	269,986,473

(非 売)

発 行 所 大阪市西成区萩之茶屋1丁目3番44号

財団法人 西成労働福祉センター

電 話 641-0131 (代)